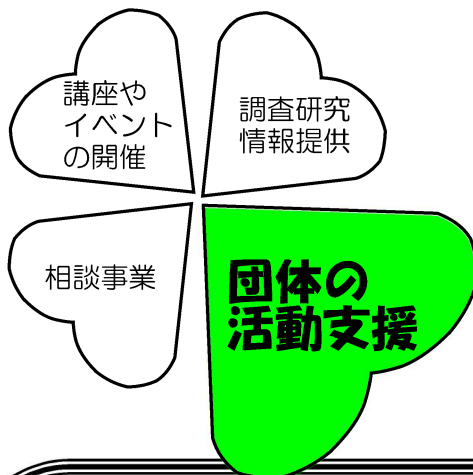


# 男女共同参画社会を目指して活動するグループを 応援します！

<登録要項>

とよた男女共同参画センターは、「とよた男女共同参画プラン（クローバープラン）」に基づき、豊田市における「男女共同参画社会づくり」を推進する拠点施設です。



豊田市が目指す「男女共同参画社会」は、「女性も男性も共に認め合い、性別に関わらず一人ひとりが自立し、責任を持って自分らしく生きることのできる社会」です。人が生まれ、そして老いるまでいろいろなことに挑戦し、参加できるバランスのとれた社会をめざして、とよた男女共同参画センターは様々な事業や支援を行っています。

開館時間	午前9時～午後9時（日曜・祝日の月曜は午後5時まで）
休館日	毎週月曜日（但し祝日の場合は開館）、年末年始

## 登録できる団体

### ① 男女共同参画社会を理解し、活動できること

- ②豊田市内で活動している団体
- ③継続的に活動していること
- ④特定の宗教活動及び政治活動、営利活動を目的としていないこと
- ⑤登録団体情報交換会、研修会およびセンターの主催する事業に参加できること
- ⑥男女共同参画社会に関する研修を年1回以上実施すること。  
男女共同参画推進団体（A 団体）は別途基準あり。

上記の要件を満たしている団体は利用団体の登録をすることができます。登録団体の認定は、その団体の性質、活動内容により3区分に分かれ、支援内容も区分によって異なります。（裏面に詳しい基準があります）

## 例えば・・・

☆性別にかかわらず、個性と能力に応じて社会のあらゆる分野を支えあう共働型社会の実現に向けた活動を行っている

- ・ 女性の社会進出や自立にむけた活動
- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた活動
- ・ 母親と父親が対等に子育てに取り組むことに関するテーマ、またその支援
- ・ 家事、育児や介護にも男性が参画することに関する活動
- ・ ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントなど人権侵害の解消に向けた活動など

☆団体の活動目的が、「女だから～」「男だから～」など性別によって行動や生き方の枠組みにとらわれた内容ではないこと

☆グループ内の役員（リーダー）等の役割分担を固定的な性別役割分担ではなく、個人の能力、希望によって決定するように努めている

など男女共同参画を理解し、活動していること。

■登録基準（登録は1年ごとに更新が必要です）

認定区分	団体の性質、活動内容により3つに分かれています A 男女共同参画推進団体 B 公共的団体 C その他の団体	
登録基準	①男女共同参画社会を理解し、活動できること ②豊田市内で活動している団体 ③継続的に活動していること ④組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることのできる団体であること ⑤特定の宗教活動及び政治活動、営利活動を目的としていないこと ⑥登録団体情報交換会、研修会及びセンターの主催事業に参加できること	A 左記①～⑥及び、以下の2点を満たすこと ・会の目的及び活動内容に、男女共同参画社会の実現をめざすことが明記されていること ・さんかくフェスタにおいて、男女共同参画社会に関するテーマで活動発表又は、講座の実施等ができること B 左記①～⑥及び、以下の2点を満たすこと ・事務局が公共団体であること ・男女共同参画社会に関する研修を年1回以上実施すること（実施後、実績報告書の提出が必要） C 左記①～⑥及び、以下の1点を満たすこと ・男女共同参画社会に関する研修を年1回以上実施すること（実施後、実績報告書の提出が必要）
認定手続	認定を受けるには、以下の書類が必要です <input type="checkbox"/> ①男女共同参画センター利用団体登録申請書 <input type="checkbox"/> ②利用団体会則 <input type="checkbox"/> ③会員名簿 <input type="checkbox"/> ④年間事業計画書（研修会をいつ実施するか明記） <input type="checkbox"/> ⑤連絡先確認書 <input type="checkbox"/> ⑥PRカード（任意提出） <input type="checkbox"/> ⑦機関紙、会報等（ある団体のみ） ※全ての書類が揃ってから申請してください	A 左記①～⑥及び <input type="checkbox"/> 男女共同参画活動計画書（ピンク） B 左記①、⑤、⑥、⑦及び <input type="checkbox"/> 公共的団体確認書（黄色） C 左記①～⑦
利用特典	①施設を無料で使用できます（情報交換室・21、22 会議室・託児室・調理室・多目的室） ②講師謝礼を助成します ③印刷機を使用できます （用紙は団体側で準備、マスター1枚につき50円） ④広報とよたへ記事の掲載ができます 原稿は広報発行日の2ヶ月前までに提出して下さい（内容等に制限があります） ⑤登録団体用ロッカーの利用ができます ⑥登録団体用ポストの利用ができます	A ①施設使用（3ヶ月前予約） ②講師謝礼 (1)男女共同参画社会の推進啓発事業 上限 25,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 10,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで ※(1)の内容に限り、上限15,000円以下の申請金額を2回に分けて申請できます ③～⑥ B ①施設使用（2ヶ月前予約） ②講師謝礼 (1)男女共同参画社会の推進啓発事業 上限 10,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 5,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで ※その事業に対して市の補助金が支給されている場合は(2)、(3)に関しては支給対象外です ③～⑥ C ①施設使用（2ヶ月前予約） ②講師謝礼（Bと同じ） ③～⑥

※必要書類の中で、下線の引いてあるものは様式が決まっているものです。それ以外の書類の形式は作成例をご参照ください。